

## 重点施策

重点施策については、本計画を進めるにあたって、本市の課題解決や他施策への波及効果などから、特に優先的に進めるべき事業群として3点が位置づけられ、子ども・子育て支援事業計画内に掲載されてきました。

しかし、計画の骨子となる施策体系からは外れる形で設定されており、計画を見る人からすると理解しにくい整理となっていました。そのため、第二期計画策定にあたっては、重点取組を選定するための拠り所として活用することとし、計画への掲載はしないこととします。

### (1) 安心して子育てができる地域づくり・・・・・・・・

近年、核家族化の進展、地域コミュニティの希薄化、雇用形態の多様化等により、安心して子育てしにくい状況があります。

子育て家庭の孤立を防止し、子育て不安の緩和や負担感の軽減を図るとともに、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが重要です。

そのためには、行政、子育てに関する専門職、子育て支援に関わる支援者、保護者を含む団体、関係機関はもちろん、企業を含む地域社会全体が一体となった連携体制を充実強化させ、一人ひとりの状況を受け止め、結婚から育児まで切れ目なくすべての子どもの健やかな成長と発達を支援することが必要です。

また、保護者自身が子育てについて学ぶ機会を提供するとともに、保護者や子どもが集う交流の場を提供し、すべての子どもと子育て家庭が、地域で、のびのびと安心して、健やかに暮らせるような地域づくりをめざします。

### (2) 教育・保育の充実にむけた取り組みの推進・・・・・・・・

保護者の就業状況の変化により、保育サービスのニーズが増加しており、保育所の待機児童の解消が課題となっています。

教育・保育の受け皿を計画的に整備していくとともに、教育・保育の質の向上に取り組めます。また、多様化する就労形態やニーズに対応した体制を整備していきます。

さらに、子どもたちの学力の向上に加え、生活習慣の改善やふるさと教育など、子どもたちの「生きる力」を育むとともに、地域と連携し、子どもの健全育成の推進を図ります。

### (3) 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進・・・

一人ひとりの人権が守られ、すべての子どもにとって最善の利益が実現される社会を構築するためには、子どもの権利の趣旨について理解し、子どもの視点に立った施策の実現に努めることが重要です。

児童虐待を受けた児童、発達に支援が必要な児童、障がい児、ひとり親家庭、外国人住民、生活困窮世帯等、社会的援助を必要とする子どもとその家庭に対して、行政、子育てに関わる専門職、子育て支援に関わる支援者、関係機関が連携して、ライフステージに応じた切れ目ない専門的な支援を強化します。

すべての子どもと家族が地域で安心して暮らしていくためには、社会的援助の有無に分断された取り組みではなく、身近な地域の場において支えあう体制と、一人ひとりの違いを認め合う意識の醸成が欠かせません。

そのため、身近な支援者に対して、地域との連携を含む、専門的なサポートを行い、身近な場で、いつでも、誰でも、気兼ねなく相談できる体制づくりをめざします。